

令和6年度渋川市地域おこし協力隊（地場産業後継者）募集要項

雇用関係の有無	なし
活動概要	<p>(1) 創作こけし製作に係る技術及び知識の習得 （木工旋盤、ろくろ等を使用した切削加工、絵付け、塗装等を行い、技術及び知識の習得する。）</p> <p>(2) 創業に必要な知識及び経験の習得 （創業セミナーを受講し、創業に必要な知識を習得する。）</p> <p>(3) 創作こけし産業関係者との交流及び連携 （関係者との交流をとおして、創作こけしへの理解や創業についての理解を深める。）</p> <p>(4) インターネット等を活用した創作こけしの魅力発信 （SNS等を活用した創作こけしの魅力発信等を行う。）</p> <p>(5) 地域行事等への参加 （イベントや渋川駅前プラザでこけしの絵付け体験等を行う。）</p>
募集対象	<p>(1) 令和6年4月1日時点で、年齢20歳以上45歳未満の方</p> <p>(2) 指定する期間に1か月程度インターンシップに参加出来る方</p> <p>(3) 三大都市圏（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県）をはじめとする都市地域（過疎、山村、離島、半島等の対象地域または指定地域を有していない市町村をいう。）に現に住所を有する方で、渋川市に生活の拠点を移し、委嘱後すみやかに住民票を異動できる方</p> <p>(4) 普通自動車運転免許を有し、実際に運転ができる方。活動の際には、対人補償は無制限、対物補償は一千万円以上の任意保険に加入した自家用車をご用意ください。</p> <p>(5) パソコン（Officeソフト）の操作ができ、WEBやSNS等による情報発信等の基本的な操作ができる方</p> <p>(6) 法令等を遵守し、公序良俗に反しない行動ができる方</p> <p>(7) 地方公務員法第16条に規定する欠格条件に該当しない方</p>
募集人数	2人
活動拠点	<p>(1) 渋川こけし人形会会員の創作こけし工房（渋川市内、近隣自治体）</p> <p>(2) 渋川駅前プラザ（事務室等あり）</p>
活動時間	<p>午前9時～午後5時30分（週42時間、年240日の範囲内）</p> <p>※始業・終業・活動時間が変動する場合あり</p> <p>※土日、祝日に活動する場合あり</p>
任用形態・任期	<p>(1) 地域おこし協力隊として市長が委嘱します。</p> <p>(2) 渋川市との雇用関係はありません。 ※活動に支障のない範囲において、兼業を認めます（事前に届出が必要です。）</p> <p>(3) 隊員の任期は1年とし、活動内容や成果等を検証し、最長で委嘱の日から3年間継続可能です。ただし、年度途中で委嘱された場合は、当該年度の3月31日までを任期とし、翌年度以降</p>

	<p>は、原則として年度単位で延長できるものとします。</p> <p>(4) 協力隊員としてふさわしくないと判断した場合は、委嘱期間中であっても委嘱を取り消すことがあります。</p>
報 償 等	<p>年間320万円を上限とし、日額13,300円を勤務日数で乗じた額から所得税を差し引いた額を、毎月末締め翌月20日に支払います。</p> <p>月額約266,000円(参考 20日間勤務の場合)</p>
待遇・福利厚生	<p>(1) 活動時間中の事故を補償する傷害保険に加入します。</p> <p>(2) 活動を行うための費用を、活動費として報償とは別に、年間200万円を上限に支給します。なお、支給対象の例は、下記のとおりです。</p> <p>ア 住居、工房及び駐車場の賃借料</p> <p>イ 車両の借上料及び燃料費</p> <p>ウ 創作こけし製作に係る技術及び知識の習得に必要な機械器具及び消耗品に要する経費</p> <p>エ 研修、講習及び資格取得に要する経費</p> <p>オ 作品展、展示会及び即売会の参加費</p> <p>(3) 活動費の対象とならない費用の例は、下記のとおりです。</p> <p>ア 住居の火災保険、引っ越し費用、光熱水費、自治会費等</p> <p>イ 自家用車の購入費用及び任意保険加入費用</p> <p>ウ 国民健康保険料、国民年金等の社会保険料の支払い</p> <p>(4) その他、活動に必要な費用については、産業政策課と協議の上、予算の範囲内で市が用意します。</p>
特に求める人物像	<p>(1) 活動期間終了後も渋川市に定住する意思のある方</p> <p>(2) 心身ともに健康で地域になじむ意思があり、誠実に活動を行うことができる方</p> <p>(3) 創作こけしに興味があり、行政や創作こけし産業関係者をはじめとする地域の事業者及び地域住民等とコミュニケーションが図れ、伝統工芸の承継・発展に携わる意欲がある方</p>
申 込 書 類	<p>履歴書(市販のものに写真貼付)、運転免許証のコピー、住民票抄本、作文(創作こけし産業に従事することに対する意気込みや思い描く将来像など/形式・文字数不問)</p>
申込・問い合わせ	<p>申込書類を次の窓口へ郵送、E-mail 又はご持参ください。</p> <p>(ご持参の場合、土曜日、日曜日及び祝日等閉庁日の受付はできませんので、ご注意ください。)</p> <p>なお、E-mail の場合は、データを5MB以下にして送信してください。</p> <p>〒377-0007 群馬県渋川市石原6番地1 渋川市 産業観光部 産業政策課 商工・産業振興係 電話 0279-22-2596 FAX 0279-22-2132 E-mail syoukou@city.shibukawa.gunma.jp</p>

申込受付期間	令和6年6月3日～令和6年6月28日
審査方法	<p>(1) 第1次選考（書類選考） 書類選考の上、結果を文書で通知します。</p> <p>(2) 現地説明会 第1次選考の合格者に対し、創作こけし工房等についての見学及び説明を行います。なお、日程等の詳細は、第1次選考合格者に文書で通知します。</p> <p>(3) 第2次選考（面接） 第1次選考を合格し、現地説明会に参加した方を対象に面接を行います。なお、日程等の詳細は、文書で通知します。 また、選考に要する交通費及び宿泊費等は個人負担となります。</p> <p>(4) インターンシップ 1か月程度地域おこし協力隊が行う活動を体験します。インターンシップ期間初日に渋川市役所で面談を行います。なお、日程等の詳細は、第2次選考合格者に文書で通知します。 また、インターンシップ終了後に日額12,000円の報償を活動日数分一括で支払う予定です。</p> <p>(5) 意向確認 インターンシップ最終日に渋川市の地域おこし協力隊として最長3年間活動する希望があるか意向確認を行います。</p> <p>(6) 最終選考結果の報告 最終結果（内定）は意向確認終了後に文書で通知します。</p> <p>(7) 着任（委嘱） 着任日は調整の上、決定します。 <u>※住民票の移動は必ず委嘱日以降に行ってください。それ以前に住所を移動させると応募対象者でなくなり採用が取り消しとなる場合があります。</u></p>

【地方公務員法第16条（欠格条項）】

1. 成年被後見人又は被保佐人
2. 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
3. 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
4. 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、地方公務員法に規定する罪を犯し刑に処せられた者
5. 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者